

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年7月29日
事業者の氏名又は名称	ミドリ運輸株式会社(法人番号6470001011530)(代表者 鏡原安治)
事業者の所在地	香川県さぬき市昭和1153-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県さぬき市昭和1153-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和3年7月28日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。